

表 面
県 営 住 宅 入 居 申 込 書

島根県知事 様

申込者本人を含め下表記載の入居しようとする親族全員が自ら居住するため、募集案内の条件を承知の上、関係書類を添付して入居を申し込みます。入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署(警察等の公的機関)に照会することについて同意します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居資格が証明できないときは、入居の決定を取り消されても異議を申し立てません。

年 月 日

〒 _____

現 住 所 _____

申込者氏名 _____

電 話 番 号 _____

申込者は、次の事項について確認し、該当すれば□にレ印を付けてください。

- 同居親族がいます。
- 単身で入居を申し込みます。次の事項に該当します。
- 60歳以上・ 身体障害者・ 精神障害者・ 知的障害者・
 戦傷病者・ その他()

申込者及び同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

【優遇の審査】次の事項に該当する場合は、□にレ印を付けてください。審査の上、当選率を優遇します。

- 高齢者世帯 身体障害者、精神障害者又は知的障害者を含む世帯
- ひとり親世帯 生活保護世帯 多子世帯
- DV被害者(裁判所の保護命令書の写し又は島根県女性相談センター所長等の証明が必要)
- 犯罪被害者等(被害状況の申告及びその状況を警察機関に確認することについての同意書が必要)

入居を希望する団地																	
入居しようとする親族(別居の配偶者又は扶養親族がある場合も記入してください。)																	
フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤 務 先		所得年額 (円)	控除額(万円)										
				名 称	所在地・ 電話番号		特別	同居	別居 扶養	老扶 老配	特定 扶養	障 害		寡婦	ひとり親		
												特別	普通				
							10	38	38	10	25	40	27	27	35		
	本人				TEL	給与 年金 他											
					TEL	給与 年金 他											
					TEL	給与 年金 他											
					TEL	給与 年金 他											
(注) 別居の配偶者又は扶養親族がある場合は、続柄を○で囲んでください。						①計	円				②控除額計				万円		
						①-②						円					
						収入月額						円					

※太枠内には記載しないでください。

現在の住居の状況

種 別	1 持家 2 公営住宅 3 公社・公団住宅 4 社宅・寮 5 民間借家 6 間借 7 その他()							
家 賃 月 額	円	部屋数・間取り					居 住 年 数	年

入居申込理由(住宅を必要とする理由を具体的に記入してください。)

備考 記載上の注意事項、当選率を優遇する世帯の要件及び申込みに必要な書類については、裏面をよく読んでください。

入 居 資 格 の 有 無	有 ・ 無
---------------	-------

※太枠内には記載しないでください。

裏 面
申 込 書 記 載 上 の 注 意

- 1 申込書は、ペン又はボールペンで記入してください。
- 2 申込者は、原則として世帯主とします。
- 3 過去1年間の収入を証するものとして、市町村の発行する前年分の課税証明書を添付してください。
なお、1月～5月に申込みをされる方は、市町村の発行する前々年分の課税証明書及び前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写しを添付してください。
- 4 入居される方全員について収入を証する書類を添付してください(未成年で未就労の者を除きます。)
- 5 就職後1年未満の方又は年の途中で勤務先を変更した方は、前職を離職したことが分かるもの及び就職した日から申込みの日までの月収を記載した勤務先の「給与支払証明書」を添付してください。
- 6 申込みの日において無職である方は、それを証するものとして退職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し等を添付してください。
- 7 婚約者は、申込先に備付けの「婚約証明書」を添付してください。
- 8 申込書には入居しようとする者全員の住民票を添付してください。別居の扶養親族がある場合は、その者の住民票も添付してください。
- 9 申込者が障害者である場合又は同居親族若しくは扶養親族に障害者がいる場合は、それを証するものとして、障害者手帳の写し等を添付してください。

当選率を優遇する入居対象者の要件及び証明書類

世帯区分	要 件	証明書類
高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 ア 夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上であること。) イ 60歳以上の高齢者のみからなる世帯(単身含む。) ウ 60歳以上の高齢者と18歳未満の児童からなる世帯	特になし
障害者世帯	次のいずれかを所持する方を含む世帯(単身含む。) ア 身体障害者手帳1級～4級 イ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級 ウ 療育手帳A又はB	手帳の写し
ひとり親世帯	次のいずれにも該当する世帯 ア 申込者が「配偶者(内縁、婚約者を含む。)のいない者」又は「児童扶養手当受給者」であること。 イ 20歳未満の子供を扶養していること。	戸籍謄本若しくは抄本又は児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(単身含む。)	福祉事務所長の証明
多子世帯	18歳未満の児童3人以上と生計を一にする世帯	特になし
DV被害者	次のいずれかに該当する方 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)及び第4項の規定による一時保護(一時保護委託を含む。)を受けている者 イ 配偶者からの暴力のため母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護(一時保護委託を含む。)が終了した日又はイの施設を退所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	ア～ウに該当する場合は、女性相談センター所長又は母子生活支援施設長の証明エに該当する場合は、裁判所の保護命令書の写し
犯罪被害者等	犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者 イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者で次のいずれかに該当するもの (ア) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 (イ) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 (エ) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	被害状況申告書及び同意書